

第 6 1 号議案

足立区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 1 9 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区立公園条例の一部を改正する条例

足立区立公園条例（昭和 3 3 年足立区条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 号中「物品販売、」を削り、同条第 7 号中「興行を行うこと、」を「物品販売、興行」に改める。

第 4 条の 2 第 1 項中「であつて」を「であつて」に改め、同条第 3 項中「あつては、第 4 条（公園の使用を制限する部分に限る。）」を「あつては、第 3 条（同条第 6 号の行為のうち規則で定めるものの許可に係る部分に限る。）、第 4 条（公園の使用を制限する部分に限る。）、第 8 条（条件を付する部分に限る。）」に改める。

第 4 条の 4 第 3 号中「前 2 号」を「前 3 号」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（ 3 ） 第 3 条第 6 号に掲げる行為のうち規則で定めるものに係る占用の許可に関すること。

第 1 1 条中「占用料」の次に「（第 4 条の 4 第 3 号の規定により指定管理者が占用の許可を行う場合にあっては、利用料金）」を加え、同条に次の 2 項を加える。

2 前項の利用料金の額は、同項に定める占用料の額の範囲内において、区長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 第 1 項の利用料金は、指定管理者の収入とする。

第 1 5 条第 1 項中「あつては」を「あつては」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 第 1 1 条第 2 項及び第 3 項の規定は、第 1 項の利用料金について準用する。

第 1 5 条第 4 項を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の足立区立公園条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた占有許可申請に対する許可及び当該許可に係る占有料について適用し、同日前に行われた当該申請に対する許可及び当該許可に係る占有料については、なお従前の例による。

(提案理由)

指定管理者の業務範囲を変更する必要があるので、この条例案を提出いたします。